

## 官製談合再発防止検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（以下「官製談合防止法」という。）違反の容疑で波佐見町職員が逮捕されたことについて、町民の信頼回復と原因究明及び再発防止対策を協議することを目的に、官製談合再発防止検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 官製談合防止法違反事件の原因究明
- (2) 官製談合防止法違反に係る再発防止対策の協議
- (3) その他委員会が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員会の委員長は、副町長とする。
- 3 委員は町長が指名した職員とする。

### (任期)

第4条 委員長及び委員の任期は、第2条第2号の規定による協議結果を書面で町長に報告するまでの間とする。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の座長は、委員長とする。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の職員及び第三者である有識者を委員に委嘱し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 4 委員会には、別に部会を置くことができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務担当は、総務課とする。

### (その他)

第7条 この要綱に定めがない事項については、委員会において決定する。

### 附 則

この要綱は、平成29年12月21日から施行する。